内部通報規定

第 1 章

(目的)

第 1 条　この規定は、特定非営利活動法人「サロンみんなの保健室」の理事及び会員から組織的または「個人的法令違反行為、社内規定に違反する行為、反倫理的行為、並びにそれらと疑われる行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンスを遵守することを目的とする。

(適用者)

第 2 条　通報窓口の利用者は、当会のすべての理事、会員、利用者（相談者）等を含む。

第 2 章内部通報制度

(窓口)

第 3 条　コンプライアンス委員会は理事、会員、利用者からの通報を受け付ける通報窓口を設置する。

(通報義務)

第 4 条　理事、会員、利用者はコンプライアンス違反行為が発生並びにその恐れがあると判断した場合、まず担当者間で報告・相談し、その是正・解決を図ることに努めそれが困難または不適切と考えられる場合、速やかに通報窓口に通報する。

（通報方法）

第 5 条通報窓口の利用方法は、電子メール・電話・書簡および面会とする。

(通報の内容)

第 6 条通報の内容は当会の事業活動に関するコンプライアンス違法行為並びにそれらと疑われる行為とする。

２　個人的な意見、不平不満、批判等の誠実な通報と認められないものは扱わない。

(調査)

第 7 条　通報窓口担当者が通報を受理した場合、速やかに内容に関する事実関係の調査を開始する。

２　通報内容が重大もしくは重大な事態に発展する可能性があるときは、コンプライアンス委員会に報告し以後の調査方法についての指示を仰ぐものとする。

３　コンプライアンス委員会は調査内容に応じ専門の調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第 8 条　通報内容の事実関係の調査について、調査の対象となった理事や関係者は、協力をしなければならない。
２　前項の調査に協力を求められたものは、事実の隠蔽や歪曲、虚偽の証言等、不誠実な対応をしてはならない。

（調査後の処置）
第 9 条　調査が終了したときは、コンプライアンス委員会に経過と結果を報告する。但し通報者の氏名等の特定できる情報は通報者の同意がない限り原則として開示しない。
２　コンプライアンス委員会は、事象について理事会に報告する。

（是正措置）
第 10 条　調査の結果コンプライアンス違法行為が明らかになった場合、当会として速やかに是正措置及び再発防止を講じなければならない。

（懲戒処分）
第 11 条　調査の結果、コンプライアンス違法行為が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対し、定款、就業規則に基づき処分を理事会で決定する。

第 3 章　当事者の責務

（通報者の保護）
第 12 条　当会は、通報者がコンプライアンス違法行為を通報したことによる不利益な扱いを行ってはならない。

（守秘義務）
第 13 条　　通報者や調査対象者の調査内容や結果等について個人情報の有無に十分注意しなければならない。

（通知）
第 14 条　通報窓口担当者が通報を受けた場合、速やかに通報者に対し受理した事実を伝えその後の調査結果および是正措置について、非通報者のプライバシーに配慮の上、通知しなければならない。但し通報が匿名の場合は除く。

第 4 章　雑則

第 15 条　この規定は理事会の決議による。

附則　この規則は令和 4 年 7 月 9 日より施行する。